役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人里山里海未来財団(以下「本法人」という。)の定款第31条の 規定に基つ ゛き、本法人の役員(第2条第1号で ゛定義される。)の報酬等並ひ ゛に費用に関し 必 要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲け *る用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及ひ ゛監事をいう。
- (2)常勤の理事とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤で ** ない 理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤て * ない 監事とは、それ以外の監事をいう。
 - (4)報酬等とは、その名称の如何を問わす 、一般社団法人及ひ 一般財団法人に関する 法律第89条で 定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益 で あって、また、費用とは明確に区別されるものとする。
 - (5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額か *1名当たり1,000万円を超えない範囲で *、理事会において定める。代表理事は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。

- 2 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額か *1名当たり 1,000万円を超えない範囲で *、監事の協議によって定める。常勤の監事は、本項又は次 項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。
- 3 理事、監事に対して、講師謝金等及ひ *執筆謝金等を支給する場合には、別表を基本とし、 そぐわない場合は理事会で協議をした上で支給する。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 本法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬 等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12て *除した金額(たた *し、計算の結果、1,000 円未満の金額か *生す *る場合は、これを切り捨てる。)を毎月10日に、本人か *指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うもの とする。

(改定)

第7条 この規程の改定は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は令和6年12月1日から施行する。

<別表>

講師謝金等	1回あたり	50,000円
執筆謝金等	400字あたり	5,000円